2　競争参加資格　次の⑴から⑯に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑰の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑱に掲げる競争参加資格の確認の手続により１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構中部地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構中部地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の建築工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構中部地区の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）

⑽　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑾　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ及びロの条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成14年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２者の場合30％以上、３者の場合20％以上の場合のものに限る。以下同じ。）

・同種工事：ＲＣ造又はＳＲＣ造の地上６階建て以上、戸数150戸以上の共同住宅に係る新築建築工事とする。

ロ　設計実績　以下ａ及びｂの条件を満たすこと又は以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。以下同じ。）なお、以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　上記イの設計実績を有するもの。

ｃ　当機構中部地区における平成29・30年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は上記⑾①イの同種工事の実績を有すること。

ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑾①イの同種工事のうち「150戸以上」を削除した実績を有すること。

ロ　設計実績　構成員のうちの１者又は共同企業体として上記⑾①ロを満たすこと。

⑿　「基盤整備工事」及び「建設工事」に次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

なお、「基盤整備工事」の配置技術者と「建設工事」の配置技術者は兼任できるものとし、配置技術者を兼任する場合は①に掲げる基準を全て満たし、兼任しない場合は②に掲げる基準を全て満たすこと。

①　「基盤整備工事」と「建設工事」の配置技術者を兼任する場合

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成14年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑾①イの同種工事について、元請けとして従事した経験を有する者。（共同申込みの代表者以外にあっては、上記⑾②イｂに掲げる工事について、元請けとして従事した経験を有する者。）

なお、「経験を有する者」とは、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たす者とする。

ａ　対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　「基盤整備工事」と「建設工事」の配置技術者を兼任しない場合

１）基盤整備工事

イ　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

２）建設工事

イ　①イと同じ。

ロ　①ロと同じ。

ハ　①ハと同じ。

ニ　①ニと同じ。

⒀　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分部（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、一般社団法人プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒁　平成27年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が中部地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。